

令和 年 月 日

苫田ダム管理所長 殿

申請者氏名：

住 所：

電 話 番 号：

奥津湖面利用承認申請書

次のとおり、奥津湖を使用したいので申請します。

なお、利用承認を申請するにあたり、下記の使用条件を遵守する事も誓約いたします。

1. 使用日時 令和 年 月 日 (曜日) 時から 時まで

～ 令和 年 月 日まで (救護用船舶事前申請時のみ記載要)

2. 使用目的

3. 使 用 物

エンジン付きの船舶の場合

船舶規格 艇長.....m 定員.....人 出力.....P.S.

オイルフェンス数量.....m オイルマット数量.....枚

設置方法

設置場所 (図面を添付すること)

4. 使用人数人 (複数名の場合は別紙に全員の氏名を記載すること)

使用条件

1. 利用ルールを遵守し、届け出以外の目的で使用しません。
2. 奥津湖の自然環境を守るため、騒音や燃料等の流出には万全を期すとともに、河川管理上問題が生じた時は管理者の指示に従います。
3. 奥津湖使用中に人為的及び自然的な原因で、対外的な問題が生じた時は苫田ダム管理所及び奥津湖総合案内所に報告するとともに、届出人の責任において解決し、あるいは損害を弁償いたします。
4. 進入路は、船舶の着水・揚陸時のみに使用し、定められた場所以外は通行いたしません。
5. 承認された日時であっても、ダムの管理上必要が生じた時、気象状況により危険のある場合、又は使用者が承認に付した条件やルールに違反した場合等において、管理者から利用中止の指示をされた時には速やかに従うとともに、承認を取り消されても苦情は一切申し上げません。

(別紙)

使用者一覧

使用人数人

氏 名	住 所	電話番号

※すべての利用者の氏名を記入すること

※用紙が不足する場合はコピーを使用すること

奥津湖面使用承認書

令和 年 月 日

苦田ダム管理所長

下記により、奥津湖の利用を承認いたします。

記

使用（責任） 者	(TEL)
使 用 目 的	
使 用 日 時	令和 年 月 日（ 曜日） 時から 時まで ～令和 年 月 日まで（救護用船舶事前申請時のみ記載）
使 用 物	
備 考	

使用上の注意

1. 使用（責任）者は、この承認書を奥津湖総合案内所の係員に提示し、内容を確認してもらった上で、指定された場所より進入して下さい。
2. 利用ルールを遵守し、届出以外の目的では使用しないで下さい。また、危険な行為はしないで下さい。
3. 奥津湖総合案内所の係員等が、利用ルールが守られていないと判断した場合（例えば、船舶利用における救命胴衣着用の不備等が認められた場合）には、使用を中止します。
4. 利用時間は、9:00から17:00まで(夏季：6月1日～9月23日は9:00から18:00まで)となっています。利用後も必ず奥津湖総合案内所の係員に報告して下さい。
5. その他係員の指示や管理所職員の指示があった場合は、必ず従って下さい。

別紙 第 4 章関係

動力を使用する船舶の申請・利用に関する留意事項

奥津湖湖面利用協議会が策定した「奥津湖(苫田ダム貯水池)湖面利用規則」に基づく動力を使用する船舶（小型エンジン付きボート等）の申請・利用において、申請者(利用者)が留意すべき事項を以下に示す。

1. オイルフェンス・オイルマットの性能

奥津湖（苫田ダム貯水池）湖面利用規則の第 4 章の「4－1 湖面利用にあたっての遵守事項」に記載している「オイルフェンスの設置及びオイルマットの確保」にあたっては、国土交通省型式承認品と同等の性能を有する製品であることを確認してから申請・使用を行うこととする。また、万が一の事故の発生時の対応に必要な数量を準備しておくこととする。

なお、湖面利用の申請者は、申請先の求めに応じて、国土交通省型式承認品と同等の性能を有することを自らが証明する必要がある。

2. 使用物の確認

奥津湖の進入にあたっては、奥津湖面利用承認申請書に記載した使用物の規格・数量と当日の使用物の内容確認を受けることとする。

奥津湖面利用承認申請書の内容と異なることが確認された場合は、奥津湖面使用承認書を取り消す。

3. 危機管理体制の徹底

オイルフェンスの設置は、奥津湖利用承認申請時に示した設置方法・設置場所、添付図面に基づき、適切に行うこととする。また、オイルマットは、万が一の事故の発生時に即時に対応できるよう、湖面の使用中は常備することとする。

なお、複数日の使用承認を受けている場合においても、原則として、使用日ごとにオイルフェンスの設置・撤去を行うとともに、利用時間以外の動力船の係留は禁止する。

4. 安全管理の徹底

動力を使用する船舶の利用にあたっては、奥津湖面には狭い場所があることや利用区域においても他の湖面利用者と混在することがあることから、安全管理の徹底を図る必要がある。そのため、高速運転や蛇行運転、他の湖面利用者の迷惑となる行為を禁止する。また、湖面利用の申請者は、安全管理の責任者として、利用者全員の安全管理の教育・指導を図ることとする。

平成22 年 3 月
奥津湖湖面利用協議会